

“振り込め詐欺”被害にあわれたお客さまへのお知らせ

いつも、第四北越銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

「振り込め詐欺救済法」(注)について概略をご案内申し上げます。

(注) 正式な法律名は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」です。

<振り込め詐欺救済法の概要>

1. 「振り込め詐欺救済法」での資金分配の仕組み

○振り込め詐欺などの資金が振り込まれた口座に警察からの凍結要請などがありますと、取引停止等の措置がとられます。この口座に残高として残った振り込め詐欺などによる振込金がこの法律での分配の対象となります。

(注) 口座に残っている金額が1,000円未満の場合は分配は行われません。

振込口座に残高がない場合は、この法律による分配は行われません。

○振り込め詐欺などの資金が振り込まれ、被害回復分配が行われる可能性がある口座は、預金保険機構のホームページに掲載されます。(公告の手続)

その公告期間内(60日間の予定です)にその口座に関して権利を行使する者がいない場合、この口座の預金についての権利は失効します。(預金名義人などが預金の支払請求ができなくなる手続きです)

○預金口座について権利が失効しますと、預金保険機構が資金分配の公告を行います。この公告があった後の申請期間中(30日以上とされています)に被害にあわれた方から資金分配の申請を行っていただくことになります。

※預金保険機構のホームページは、当行のホームページからもリンクできますのでご活用ください。

2. 口座に残っている資金の分配方法

○被害者の方から申請を受けますと、ご本人の確認や真の被害者であることの確認をさせていただきます、法律に基づいた分配を行うこととなります。

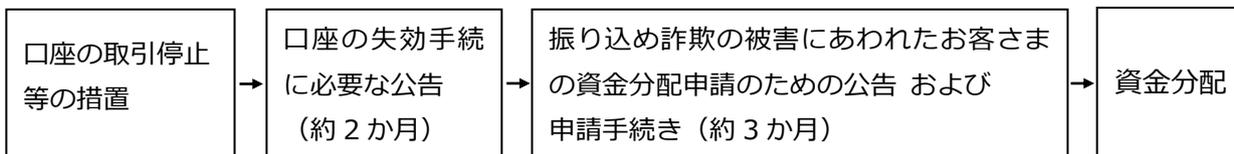
○分配は口座に残っている残高を申請手続を行った方の被害額に按分してお支払いすることとなります。

3. 具体的な手続にあたってのご注意

○振り込め詐欺の被害にあわれたお客さまからの支払請求の請求手続は、原則振込先の金融機関に行っていただくこととなりますが、当行で取次もできますのでご相談ください。

○申請を行う場合には、被害にあわれた振込の内容が必要となります。その振込の受領書やATMでの振込の明細書などを大切に保管しておいてください。

《被害金分配のおおまかな手続の流れ》



振り込め詐欺被害のお申し出をされたお客さまには、必要な手続のご案内をいたします。

手続きについてのお問合せは、当行本支店の窓口にお申し出ください。

(注) 手続きのご案内は、一定の確認を必要とすることから日数がかかりますので予めご承知おきください。